

京都市訓令甲第28号

庁 中 一 般
区 役 所
市 立 大 学
事 業 所

京都市マイクロフィルム文書取扱規程の一部を次のように改正する。

平成21年3月31日

京都市長 門 川 大 作

第3条各号列記以外の部分及び同条第2号中「文書課長」を「情報管理課長」に改める。

第4条の見出し及び同条第2項中「文書課長」を「情報管理課長」に改める。

第5条第1項中「文書課長」を「情報管理課長」に改め、同条第2項中「文書課」を「情報管理課長」に改め、同条第4項中「文書課長」を「情報管理課長」に改める。

第6条、第7条第1項及び第2項並びに第8条第1項から第4項までの規定中「文書課長」を「情報管理課長」に改める。

第10条第1項本文中「文書課」を「情報化推進室」に改め、同項ただし書中「文書課長」を「情報管理課長」に改め、同条第2項中「文書課」を「情報化推進室」に改め、同条第3項中「文書課長」を「情報管理課長」に改める。

第11条、第12条第1項及び第2項、第13条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項、第4項及び第5項、第19条第1項、第2項及び第3項、第20条、第21条、第25条並びに附則第2項中「文書課長」を「情報管理課長」に改める。

第1号様式、第2号様式及び第5号様式中「総務局総務部文書課長」を「総合企画局情報化推進室情報管理課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)